

第1回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年9月3日  
告示番号 一関市告示第250号  
会議年月日 平成3年9月21日  
会議の場所 一関市川崎町 川崎市民センター  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

一関市副市長 石川 隆 明  
農林部長 小崎 龍 一  
農政課課長補佐 千葉 清  
農政課主事 佐々木 万智子  
事務局 局長 小野寺 英 幸  
事務局 局長補佐 藤原 弘 子  
事務局 局長補佐 佐藤 正 浩  
主 査 原 田 光  
主 事 千 葉 星 夏

本日の案件 第1回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後2時04分

農林部長

ただいまから第1回一関市農業委員会総会を開会いたします。  
始めに一関市長の代理として副市長よりご挨拶を申し上げます。

一関市副市長

(副市長挨拶)

農林部長

次に委員の紹介に移ります。恐れ入りますが、仮議席1番にご着席の委員から順番に、自己紹介をお願いいたします。委員の名簿は机の上に用意してございます。それでは山本 佳範様からよろしく  
お願いいたします。

(委員自己紹介)

農林部長

ありがとうございました。

ここで、大変恐縮でございますが、石川副市長は次の用がござい  
まして、退席させていただきます。

(副市長退席)

農林部長

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

農林部長

臨時議長の選出に移ります。

会長が選出されるまでの間、慣例によりまして年長の委員が臨時  
の議長の職務を行うことになっております。

出席委員中、石川 誠司 委員が年長委員でありますので、臨時の



臨時議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>会長の互選の方法ですが、いかが取り計らえばよろしいか、お諮りいたします。</p>
畠山 潔 委員	<p>大東地域の畠山です。</p> <p>会長の互選につきましては、今事務局より説明がありましたとおりに指名推薦の方法でお願いいたします。</p> <p>なお、お許しがいただければ私から指名したいと思いますのでお諮り願います。以上です。</p>
臨時議長	<p>ただいま、畠山 潔委員より、指名推薦との意見がございましたが他にございませんか。</p>
小澤 仁 委員	<p>畠山 潔委員より、指名推薦とし、私が指名してよいかとのお話がありましたが、会長の互選の方法と、指名委員の選出については別だと思しますので、先に選出方法を決めるべきかと思えます。</p>
臨時議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(午後 2 時 40 分 休憩)</p> <p>(午後 2 時 42 分 再開)</p>
臨時議長	<p>再開いたします。</p> <p>互選の方法について、指名推薦という意見がございましたが、ほかにごございませんか。</p> <p>互選の方法は、指名推薦、選考委員による推薦、選挙という方法がございます。</p>
佐藤 想司 委員	<p>私は、指名推薦でよいと思えます。</p>
臨時議長	<p>ほかにごございませんか。なければ、指名推薦としてよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
臨時議長	<p>異議なしとのことですので、指名推薦により選出したいと思います。指名権の付与についてお諮りいたします。</p>
畠山 潔 委員	<p>指名権を私に与えていただくよう、お諮り願います。</p>
臨時議長	<p>畠山 潔委員より、お聞きのとおり発言がありましたが、ほかにごございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
臨時議長	<p>畠山 潔委員に指名権を付与することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
臨時議長	<p>異議なしとのことですので、畠山 潔委員、発言願います。</p>
畠山 潔 委員	<p>石川 誠司委員を会長に推薦いたします。</p>

臨時議長  ただいま、畠山 潔委員より、私、石川 誠司を推薦する旨の発言がございましたが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

臨時議長  異議なしと認めます。  
よって、会長には、私、石川 誠司が選任されました。  
暫時休憩いたします。  
(午後 2 時47分休憩)  
(午後 2 時48分再開)

局長  会長に選任されました、石川 誠司委員よりご挨拶をお願いいたします。  
(会長挨拶)

議長  日程第 2「会長の職務を代理する者の互選について」を上程いたします。事務局長より説明いたさせます。

局長  農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」とあります。  
互選の方法につきましては、選挙による方法では、公職選挙法第 95 条の規程により、有効投票数の最多得票者で、かつ、同条第 3 項により有効投票総数の、4 分の 1 以上の得票を得た者が当選人となるとしております。  
もう 1 つの方法は、地方自治法第 118 条第 2 項に基づく「指名推薦」の方法による場合であり、「特定の者をあらかじめ指名して、これを当選人と定めてよいかどうかを会議に諮り、出席者全員の同意があった場合に限って、投票を用いないでその者を当選人とする」というものでございます。  
以上で説明を終わります。

議長  以上で説明を終わります。会長職務代理者の互選の方法について、いかが取り計らえばよろしいか、お諮りをいたします。

佐々木栄一委員  会長と同様に指名推薦にて、お願いしたいと思います。

議長  ただいま、佐々木 栄一委員より、指名推薦との意見がありましたがほかにごございませんか。  
(なしの声あり)

議長  それでは、指名推薦とすることでご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長  異議なしと認め指名推薦といたします。  
指名権の付与についてお諮りいたします。

佐々木栄一委員		指名権を私に付与くださいますようお願いいたします。
議	長	佐々木 栄一委員より、お聞きのとおり発言がありましたが、ほかにございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	佐々木 栄一委員に、指名権を付与することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		佐々木 栄一委員、発言願います。
佐々木栄一委員		佐藤 圭一委員を会長職務代理者に推薦いたします。
議	長	佐々木 栄一委員より、佐藤 圭一委員を会長職務代理者に推薦する旨の発言がございましたが、佐藤 圭一委員を会長職務代理者に推薦することについてご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		よって、会長職務代理者には、佐藤 圭一委員が選任されました。
		佐藤 圭一委員よりご挨拶をいただきます。
		(会長職務代理者挨拶)
議	長	次に、日程第3「議席の指定について」を上程いたします。
		一関市農業委員会会議規程第8条の規定により「くじ」で議席を指定いたします。なお、会長の議席として1番を、会長職務代理者の議席として2番を指定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、会長の議席を1番、会長職務代理者の議席を2番に指定いたします。
		議席1番と2番を除く議席を指定することについて、「くじ」の方法を局長から説明いたさせます。
局	長	議席指定のための「くじ」の方法でございますが、初めに、くじを引く順番を決めた後、その順番に従って、議席の指定のための「くじ」を引いていただきます。
		現在着席している番号順に「くじを引く順番を決めるくじ」を引いていただきます。職員が委員の席を回り、くじを引いていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。
		(各委員「くじを引く順番を決めるくじ」を引く)
議	長	くじを引かない方はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは1番より読み上げますので、くじを引いてください。  
(各委員「議席の指定のためのくじ」を引く)

議 長 それでは、くじの結果について局長より報告いたさせます。

局 長 報告いたします。議席1番 石川 誠司委員、2番 佐藤 圭一委員、3番 佐藤 喜明委員、4番 小澤 仁委員、5番 佐藤 繁委員、6番 菅原 吉昭委員、7番 佐藤 想司委員、8番 千田 幹雄委員、9番 畠山 信吾委員、10番 佐藤 和幸委員、11番 山本 佳範委員、12番 藤原美喜男委員、13番 佐藤 和威治委員、14番 佐藤 宗雄委員、15番 千葉 綾雄委員、16番 及川 治雄委員、17番 松岡 千賀子委員、18番 佐々木 栄一委員、19番 佐藤 洋子委員、20番 遠藤 勝幸委員、21番 畠山 潔委員、22番 佐藤 多賀幸委員、23番 鈴木 勝委員、24番 鈴木 弘也委員。以上でございます。

議 長 ただいま読み上げました番号のとおり各委員の議席を指定することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、そのように指定いたします。  
名札を持って指定した番号の席へ移動願います。暫時休憩いたします。  
(午後3時14分 休憩)  
(午後3時16分 再開)

議 長 会議を再開いたします。  
お諮りいたします。一関市農業委員会会議規程第13条の規定により、議事録署名委員並びに書記の指名について本職より指名することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議事録署名委員には、2番 佐藤 圭一委員、3番 佐藤 喜明委員を指名いたします。  
書記には、事務局の藤原補佐、千葉主事を指名いたします。

議 長 日程第4議案第1号「農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選について」を上程いたします。  
局長から説明いたさせます。

局 長 日程第4議案第1号「農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選について」、一関市農業委員会規程第8条第2項及び第3項の規定により農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選を行うというものでございます。  
議案に一関市農業委員会規程第8条を抜粋して記載してござい

		<p>ますが、専門委員会ということで、「委員会所掌事務の適正かつ円滑な処理を図るため、農地専門委員会及び農政専門委員会を置く。」ということで規定されているものでございます。</p> <p>第2項では、「各専門委員会の構成は、次のとおりとする。」とあり、農地専門委員会は、12人以内。農政専門委員会につきましても12人以内と規定されているものでございます。</p> <p>また、「専門委員会の委員は総会において互選する。」ということで、第3項に規定されているものでございます。</p> <p>なお、会長につきましては、農地、農政どちらにも属しないことになってございますので、よろしく願いをいたします。</p>
議	長	<p>説明を終わります。農地、農政専門委員会委員の互選については、休憩して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後3時20分 休憩)</p> <p>(午後3時29分 再開)</p>
議	長	<p>再開をいたします。</p> <p>局長より互選の結果についての報告をいただきます。</p>
局	長	<p>それでは、農地・農政専門委員会所属の委員さんにつきましての報告をいたします。</p> <p>農地専門委員会は、佐藤 喜明委員、小澤 仁委員、佐藤 繁委員、菅原 吉昭委員、山本 佳範委員、佐藤 宗雄委員、千葉 綾雄委員、及川 治雄委員、佐々木 栄一委員、遠藤 勝幸委員、鈴木 勝委員、鈴木 弘也委員、以上12名でございます。</p> <p>農政専門委員会は、佐藤 圭一委員、佐藤 想司委員、千田 幹雄委員、畠山 信吾委員、佐藤 和幸委員、藤原 美喜男委員、佐藤 和威治委員、松岡 千賀子委員、佐藤 洋子委員、畠山 潔委員、佐藤 多賀幸委員以上11名の委員でございます。</p>
議	長	<p>以上で議案第1号「農地専門委員会委員及び農政専門委員会委員の互選について」の結果の報告を終わります。</p> <p>ただいまの報告のとおり、決するに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、報告のとおり決します。</p>
議	長	<p>次に、日程第5議案第2号「農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政専門委員会副委員長の選出について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>日程第5議案第2号「農地・農政専門委員会委員長及び農地・農</p>

政専門委員会副委員長の選出について」、一関市農業委員会規程第9条第2項の規定により、農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政専門委員会副委員長の選出を行っていただくものでございます。

議案に農業委員会規程の抜粋が記載してございますが、第9条には、「専門委員会には、それぞれ専門委員会委員長及び副委員長を置く。」と規定されてございます。

「専門委員会委員長等の選出は、それぞれの専門委員会の委員から、市長による委員の任命後最初に行われる総会において行う。」と規定されてございます。

各専門委員会正副委員長の選出の方法でございますが、先ほど、農政、農地それぞれに委員が振り分けになりましたけれども、それぞれの委員会におきまして、正副委員長を選出していただくということになります。

農地・農政専門委員それぞれに分かれて互選をしていただくということになります。

これは、総会で決めることになっていきますので、その後、報告いただきまして、また総会で決定をするということになりますので、よろしくをお願いします。

議 長 説明を終わります。農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政専門委員会副委員長の選出については、休憩して行いたいと思いますので、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、暫時休憩いたします。

(午後3時34分 休憩)

(午後3時41分 再開)

議 長 再開いたします。

選出の結果を局長より報告いたさせます。

局 長 報告いたします。

農地専門委員会、それから農政専門委員会それぞれで互選会が行われまして、それぞれ選出されました委員長、副委員長の氏名を報告させていただきます。

最初に農地専門委員会でございますが、委員長には佐藤 繁委員、副委員長には菅原 吉昭委員でございます。

次に農政専門委員会でございますが、委員長には佐藤 多賀幸委員、副委員長には畠山 信吾委員でございます。

以上です。

議 長 以上で議案第2号「農地・農政専門委員会委員長及び農地・農政

		<p>専門委員会副委員長の選出について」の報告を終わります。          ただいまの報告のとおり、決するに異議ございませんか。          (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、報告のとおり決します。          ここで暫時休憩いたします。          (午後 3 時 43 分 休憩)          (午後 3 時 46 分 再開)</p>
議	長	<p>再開いたします。          次に、日程第 6 報告第 1 号「運営委員の構成について」を上程いたします。          一関市農業委員会規程第 7 条第 3 項の規定による運営委員会の委員について、局長より報告いたさせます。</p>
局	長	<p>農業委員会規程第 7 条第 3 項の規定で運営委員会の委員は会長、会長職務代理者、各専門委員会委員長及び各専門委員会副委員長と、それらの委員の担当する区域以外から各 1 人となっております。これまで議案審議の中でそれぞれの役職が定まったところがございます。          そこで、役職委員の選出がなかった東山地域、室根地域、川崎地域について、先程の休憩時間中に運営委員選出の協議を行っていただきました。その結果東山地域からは鈴木 弘也委員、室根地域からは千葉 綾雄委員、川崎地域からは遠藤 勝幸委員がそれぞれ運営委員として選出されましたので、報告いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの報告をもって、運営委員の確認といたします。          以上で議事一切を終了いたしました。          これをもちまして、第 1 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。          (午後 3 時 47 分閉会)</p>

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員